

秋田県公安委員会告示第90号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

令和5年8月18日

秋田県公安委員会委員長 遠藤優子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に掲げる警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 講習の種別

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 2号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期間

- (1) 新規取得講習
令和5年10月24日（火）から同月31日（火）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 追加取得講習
令和5年10月27日（金）から同月31日（火）までの3日間（日曜日及び土曜日を除く。）

4 実施場所

秋田市新屋町字砂奴寄2番地2 秋田県立武道館

5 受講定員

- (1) 新規取得講習
20人
- (2) 追加取得講習
5人

6 受講資格

(1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、2号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するものとする。

7 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込要領

- (ア) 講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、事前に秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（連絡先018-863-1111 内線3043~3045）に電話をして予約をすること。
- (イ) 電話による予約は、令和5年9月19日（火）から同月22日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。

イ 留意事項

- (ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。代理人による予約は受け付けない。
- (イ) 電話予約時間外の予約は受け付けない。
- (ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書類の提出手続

ア 受講申込要件

講習の申込みは、事前に電話予約をした受講者本人が直接、申込書類を提出することとし、郵送による申込みは認めない。

なお、やむを得ない事情がある場合で、受講者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

イ 受講申込期間

令和5年10月2日（月）から同月6日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受講申込書類の提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係

エ 受講申込書類等

(ア) 新規取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

申込書に本籍を記載する際は、略さずに戸籍の記載に従い、丁目、大字、番地等を正確に記載すること。写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼り付けること。

b 次のいずれかの書面 1通

(a) 6(1)アに該当する者

2号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(b) 6(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(c) 6(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(d) 6(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証明書の写し

(e) 6(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状 1通

(イ) 追加取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

申込書に本籍を記載する際は、略さずに戸籍の記載に従い、丁目、大字、番地等を正確に記載すること。写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼り付けること。

b 6(2)の受講資格に該当することを証明する7(2)エ(ア)bの(a)から(e)までのいずれかの書面及び資格者証等の写し 各1通

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状 1通

(ウ) 警備業務従事証明書の交付を受けることができない場合

所属していた警備業者の廃業等により、警備業務従事証明書の交付を受けることができない場合は、警備業務従事証明書の代わりに誓約書を提出すること。

8 講習手数料

(1) 新規取得講習

38,000円（申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。）

(2) 追加取得講習

14,000円（申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。）

なお、納付された講習手数料は、返還しない。

9 講習の委託

講習は、一般社団法人秋田県警備業協会に委託して実施する。

10 その他

- (1) 講習初日の集合時間は、午前8時45分とする。
- (2) 講習には、筆記用具及び講習教本（新規受講者は室内用運動靴）を持参すること。
なお、講習内容の録音録画は禁止する。
- (3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (4) 受講者は端正な服装又は制服（帽子不要）とすること。
- (5) 受講者は、自己の健康管理に十分配慮し、体調不良や発熱がある場合は直ちに申し出ること。
- (6) 講習の問合せは、平日の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（連絡先018-863-1111 内線3043～3045）に行うこと。